

郵便約款の変更の認可について

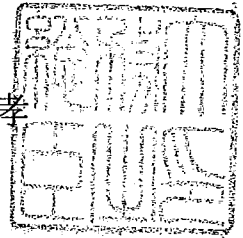
(諮問第1095号)



諮問第1095号
平成26年2月25日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 高橋 亨から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和２２年法律第１６５号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第６８条第２項第１号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	－	従前と同様の取扱いであり変更はない。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	－	従前と同様の取扱いであり変更はない。
郵便に関する料金の収受に関する事項	－	従前と同様の取扱いであり変更はない。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容には、定形小包包装物の払戻しに関する事項が定められており適切であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第６８条第２項第２号)	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。



25-日郵ゆ第79号の3
平成26年1月29日

総務大臣
新藤 義孝 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

高橋 亨

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日
平成26年4月1日

3 変更を必要とする理由

平成26年4月1日に予定しているエクスパックの取扱いの廃止に伴い、定形小包包装物はサービス利用のために使用することができなくなることから、これにより所有者が被る不利益を回復することを目的として、取扱いの廃止後、1年間に限り払戻しに応じることとするため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

第1条～第5条（略）

（定形小包包装物の交換に関する経過措置）

第6条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第3条（用語の定義）の表中7に規定する定形小包包装物については、当分の間、第46条（切手類の交換）の取扱いをします。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとし、

第1欄	第2欄	第3欄
第46条の見出し	切手類	切手類等
第46条第1項	又は料額印面の汚染し、若しくはき損されでない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物	、料額印面の汚染し、若しくはき損されでない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物の
第46条第3項	請求者	請求者（定形小包包装物の交換を請求する者を除きます。）
第46条第4項	切手類の 請求者の提出する切手類	切手類又は定形小包包装物の 請求者の提出する切手類及び定形小包包装物
第46条第5項	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの
		2 1に掲げるもの以外のもの
		3 定形小包包装物

第1条～第5条（略）

（定形小包包装物の交換に関する経過措置）

第6条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第3条（用語の定義）の表中7に規定する定形小包包装物については、当分の間、第46条（切手類の交換）の取扱いをします。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとし、

第1欄	第2欄	第3欄
第46条の見出し	切手類	切手類等
第46条第1項	又は料額印面の汚染し、若しくはき損されでない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物	、料額印面の汚染し、若しくはき損されでない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物の
第46条第3項	請求者	請求者（定形小包包装物の交換を請求する者を除きます。）
第46条第4項	切手類の 請求者の提出する切手類	切手類又は定形小包包装物の 請求者の提出する切手類及び定形小包包装物
第46条第5項	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの
		2 1に掲げるもの以外のもの
		3 定形小包包装物

					筒を除き す。)のうち請 求者が希望す るもの
第4.6条第5項	前項の 切手類	前項の表中1又は2の 切手類又は定形小包包装物			
第4.6条第6項	切手類				

2 配達証がはがれていない定形小包包装物は、前項の規定によるほか、平成27年3月31日まで
の間は、その料額印面に表された金額を、当社が別に定める方法により払い戻します。

第7条・第8条 (略)

附 則 (平成※※年※※月※※日 25-日郵ゆ第※※号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

第7条・第8条 (略)

			筒を除き す。)
第4.6条第5項	前項の 切手類	前項の表中1又は2の 切手類又は定形小包包装物	
第4.6条第6項	切手類		

郵便約款変更の認可について

平成26年2月25日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

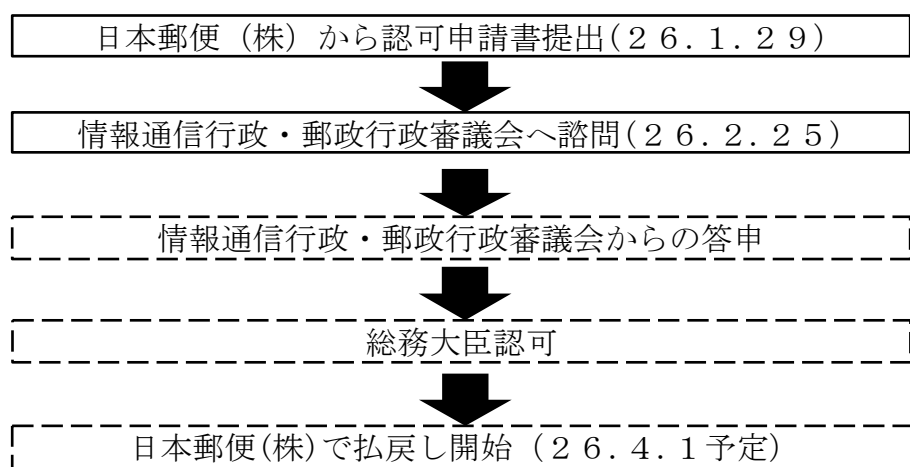
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

日本郵便株式会社は、平成26年3月31日をもって「エクスパック」の引受けを終了することに伴い、未使用の日本郵政公社が発行したエクスパック専用封筒（定形小包包装物）の払戻しを平成26年4月1日から平成27年3月31日まで行うもの。

【エクスパックの概要】

平成15年10月から開始した荷物サービス。額面500円でA4版が余裕を持って入るサイズの厚紙専用封筒を予め購入することにより、そのまま差出ポストへの投函や郵便局への差出しが可能（ただし信書の送達は不可）。

平成22年4月から、エクスパックと同様の手軽さ（料額印面付き封筒）で信書の送達も可能なレターパックを新たに創設したことに伴い、商品性が重複するエクスパックについては平成22年3月末をもって専用封筒の販売を終了。なお、市中に流通しているエクスパック専用封筒の引受けは、本年3月31日をもって終了する予定。

※ 日本郵政公社が発行したエクスパック専用封筒の料額印面は、郵政民営化時の経過措置で、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなされており、内国郵便約款で郵便切手等に交換することができる。

※ 郵政民営化後、郵便事業株式会社が発行したエクスパック専用封筒は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により「前払式支払手段」と位置づけられている。日本郵便株式会社は、同法に基づく払戻し手続を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで行う。

2 変更する理由

平成26年3月31日に予定しているエクスパックの引受終了に伴い、定形小包包装物はサービス利用のために使用することができなくなることから、これにより所有者が被る不利益を回復することを目的として、取扱いの廃止後、1年間に限り払戻しに応じることとするため。

3 実施予定期日

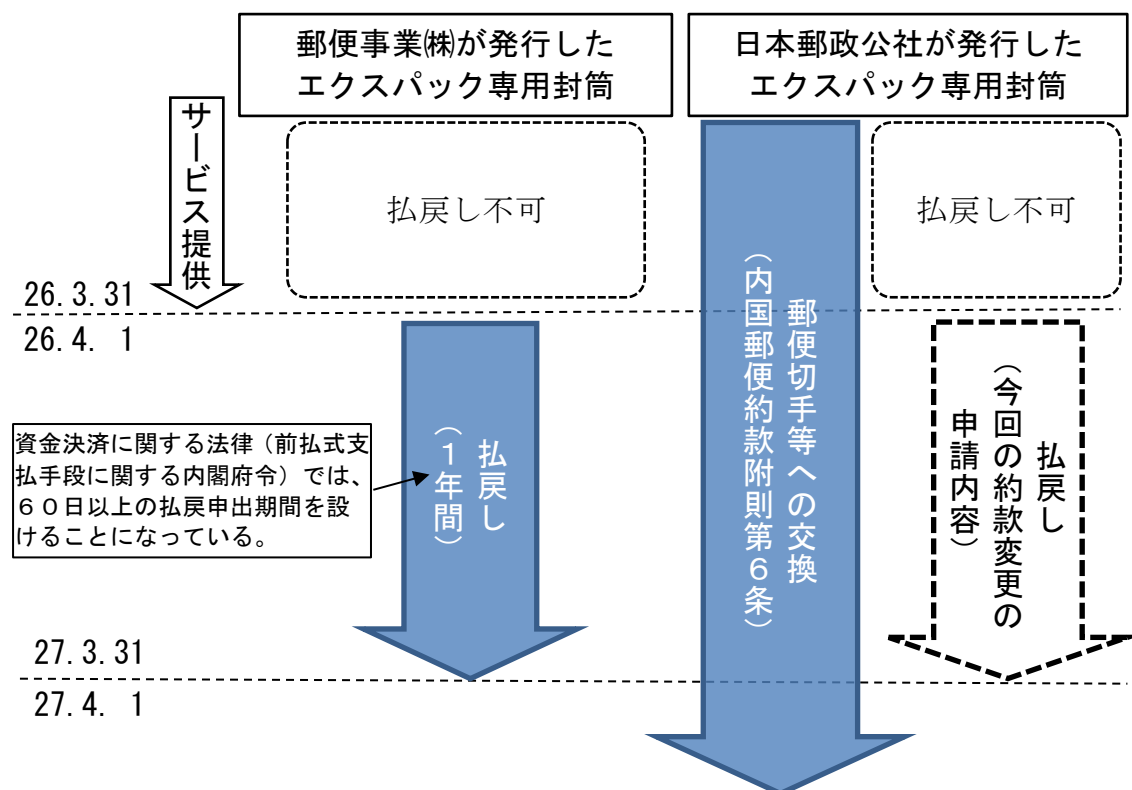
平成26年4月1日（火）

【参考】

○エクスパック専用封筒の種別

	郵便事業（株）が発行したエクスパック専用封筒	日本郵政公社が発行したエクスパック専用封筒
販売期間	平成19年10月1日～平成22年3月31日	平成15年4月21日～平成19年9月30日
位置づけ	前払式支払手段（いわゆる商品券やプリペイドカードと同種） ・前払式支払手段の発行者は、発行保証金の供託が必要。 ・サービス終了時には、前払式支払手段の保有者に対して60日以上のお戻し申請期間を設けてお戻し手続を実施。	郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票 ・法律によって、それ自体が価値物としての効力を与えられている。
根拠法令	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）	郵便法附則（平成17年法律第102号）第60条第4項及び同法附則（平成24年法律第30号）第11条第1項

○ エクスパック専用封筒の取扱い



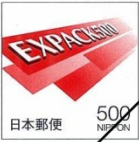
第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
郵便に関する料金の収受に関する事項	—	従前と同様の取扱いであり変更はない。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、定形小包包装物の払戻しに関する事項が定められており適切であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

参考資料

1 日本郵政公社が発行したエクスパックの封筒



宛名シール、差出人シールの場合は、範囲内に上からはってください。

お届け先：To

住所：Address

会社名：Company Name

氏名：Name

電話番号：Telephone

ご依頼主：From

住所：Address

会社名：Company Name

氏名：Name

電話番号：Telephone

差出方法

1 ご購入

¥

郵便料金込み

2 あて名書き

シールでもOK

3 封入

切手不要

4

保管用シールをはがす

5 差し出し

ポストでもOK

ご依頼主様保管用シール：Sender To Keep

ご依頼主様はがして保管してください

http://www.post.japanpost.jp/

999-0250-00142

memo

お届け先、ご依頼主欄にご記入の上、封をし、「ご依頼主様保管用シール」をはがして差し出してください。

ご依頼主様保管用シール記載の番号により追跡サービスがご利用できます。

<http://www.post.japanpost.jp/>へアクセス、または、☎0120-232886へお電話ください。

ポスト投函、郵便局窓口差出、集荷のいずれかの方法をお選びいただけます。なお、ゆうパック取次所ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

配達局保管用シール：Official Use Only

配達員が受領印を頂いた上でバーコード入力し配達局で保管します

このラベルはがれているものはお取り扱いできません

Postage is prepaid only when barcode strip is intact

EXPACK500

999-0250-00142

EXPACK500

999-0250-00142



小包（エクスパック500）

信書を送ることはできません（添え状・送り状は同封できます）



2 郵便事業株式会社が発行したエクスパックの封筒

EXPACK500

宛名シール、差出人シールの場合は、封筒内にとからはってください。

お届け先：To

おとこ：Address

おなまえ：Name

電話番号：Telephone Number

おとこ：Address

おなまえ：Name

電話番号：Telephone Number

み ほ ん

品名：Contents Description

差出方法

1 ご購入

送付込み

2 あて名書き

シールでもOK

3 封入

切手不要

4

保管用シールをはがす

5 差し出し

ポストでもOK

運送上の特段の注意事項：Remarks

お届け先、ご依頼主様にご記入の上、封をし、「ご依頼主様保管用シール」をはがして差し出してください

ご依頼主様がはがして保管してください

このラベルがはがれているものはお取扱いできません

Cannot be used if the barcode label is missing.

配達員が受領印等を頂いた上でバーコード入力し配達支店にて保管します

ご依頼主様保管用シール：Sender To Retain

はがす

0120-2328-86 <http://www.post.japanpost.jp/>

携帯電話からは 0570-046-666

9999-9999-9999

memo

ご依頼主様保管用シール記載の番号により追跡サービスがご利用できます。

<http://www.post.japanpost.jp/>へアクセス、または、0120-2328-86へお電話ください。

携帯電話からご利用の場合は、0570-046-666へお問い合わせください。

ポスト投函（一部のポストには入りません）、郵便局、当支店の窓口への提出、集荷のいずれかの方法をお選びいただけます。また、一部のコンビニエンスストアでもご利用いただけます。なお、ポスト投函される場合は、取扱時刻にご注意ください。

既製の配達支店保管用シールがはがれていないエクスパック500を劣化した場合には、新しいものと交換いたします。（手数料が必要です）

なお、ご購入いただいたエクスパック500は返金及び換金や切手、印紙との交換はできません。

その他取扱いにエクスパック約款によります。店頭掲示の約款、または、<http://www.post.japanpost.jp/>をご覧ください。

配達支店保管用シール：For JAPAN POST SERVICE Use Only

受領印又は署名

EXPACK500

9999-9999-9999

エクスパック500

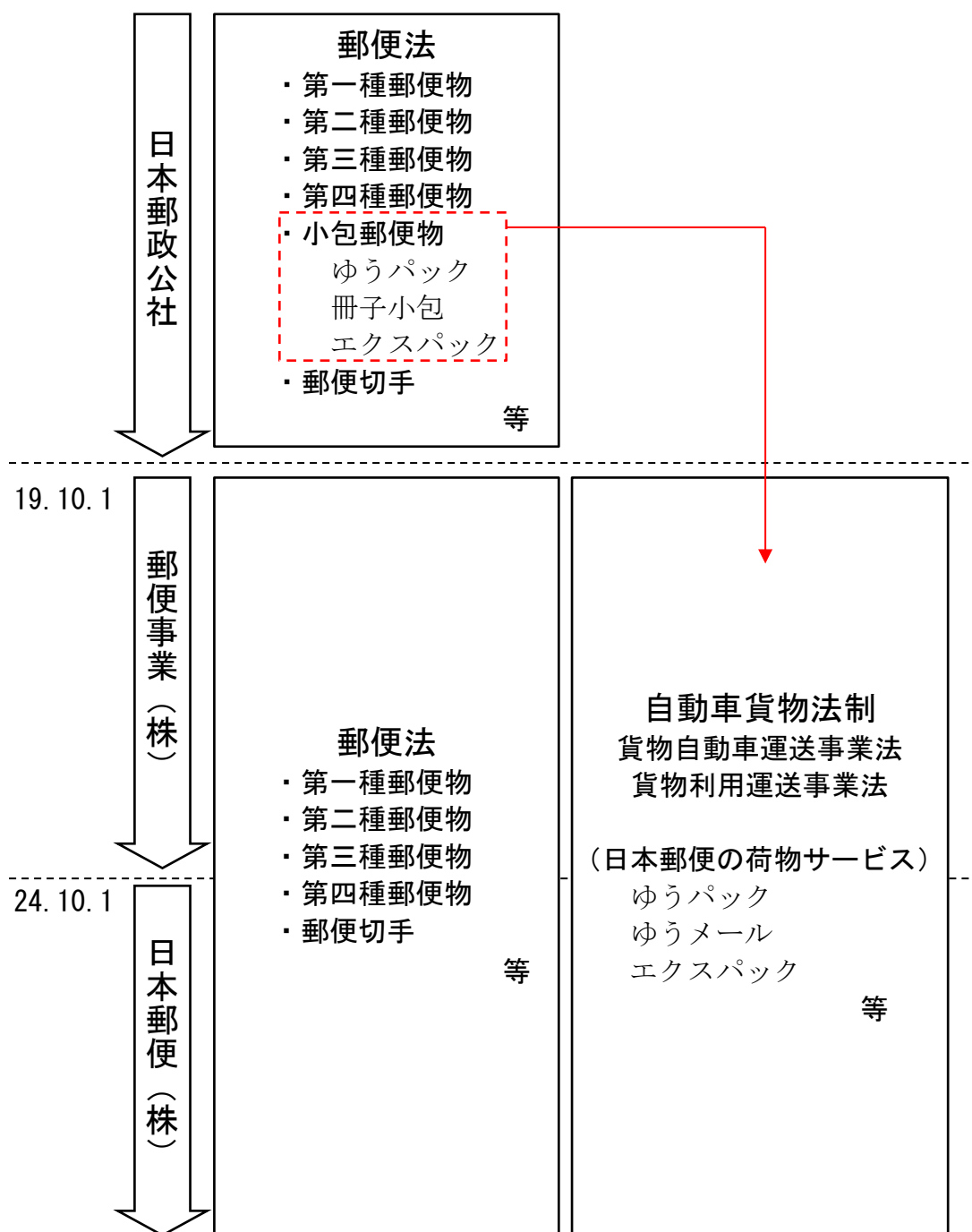
信書・現金を送ることはできません（添え状・送り状は同時できます）。Cannot be used to send correspondence or cash.

郵便事業株式会社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

日本郵便

ポストに入れないにけい郵便はここを折り返していただく

3 事業体と規制法の変遷



4 エクスパック取扱終了の報道発表資料（日本郵便（株））



PRESS RELEASE

2013 年 12 月 2 日
日本郵便株式会社

エクスパックの取扱終了

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、消費税率の改定に伴う郵便料金等の変更に伴い、2014 年 3 月 31 日（月）をもってエクスパックの引受けを終了します。未使用のエクスパック封筒の払戻し等については、別紙のとおりです。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。

(別紙)

エキスパック取扱終了のお知らせ

2014 年 3 月 31 日(月)をもちまして、エキスパックの引受けを終了します。
未使用のエキスパック封筒をお持ちのお客さまは、できるだけ同日までにお
使いいただきますようお願い申し上げます。

なお、2014 年 4 月 1 日(火)以降は、次のとおりです。

■ エキスパックの区別等

区別	区別の方法 エキスパック封筒の以下の部分 の記載をご確認ください。		販売時期	その他
	左上：料額印面	右下：会社名		
郵便事業株式会社発行の エキスパック封筒		日本郵便	2007 年 10 月 ～2010 年 3 月	2014 年 4 月 1 日 ～2015 年 3 月 31 日の間 払戻しを行います。 ※払戻期間経過後は払戻 しには応じられませんの で、ご注意ください。
日本郵政公社発行の エキスパック封筒	 又は 	日本郵政公社	2003 年 4 月 ～2007 年 9 月	払戻しの取扱いについて は、別にお知らせします。

■ 郵便事業株式会社発行のエキスパック封筒に関する払戻方法

各郵便局の窓口にお持ちいただくことにより、当該封筒 1 枚につき 500 円をご指定
の銀行口座等へお振込み、又は 500 円分の普通切手類（年賀葉書や特殊切手等を除き
ます。）により払戻いたします。

なお、破損等により未使用であることが確認できない場合は払戻しができません。

[H25. 4. 1～H26. 3. 31]

5 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

第二十九条（切手類の発行及び販売） 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、会社がこれを発行し、及び販売する。

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
 - 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
 - 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

(郵便約款)

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定め
ることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の変更命令)

第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

附 則（平成17年法律第102号）

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 （略）

2・3 （略）

4 旧郵便法第三十三条の規定により旧公社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新郵便法第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

5～13 （略）

附 則（平成24年法律第30号）

第十一条 附則第九条の規定による改正前の郵便法（次項において「旧法」という。）第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新法第二十九条の規定により日本郵便株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

2 （略）

○資金決済に関する法律（平成２１年法律第５９号）

（定義）

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に应ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に应ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
- 二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に应ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に应ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

- 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）
- 二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。
- 三 その他内閣府令で定める場合

2 前払式支払手段発行者は、前項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

○前払式支払手段に関する内閣府令（平成２２年内閣府令第３号）

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第四十一条 （略）。

2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定により払戻しを行おう

とすることは、当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に対し、第一号から第五号までに掲げる事項を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告するとともに、次の各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

- 一 当該払戻しをする旨
- 二 当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称
- 三 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類
- 四 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと。
- 五 前号の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。
- 六 当該払戻しに関する問い合わせに応ずる営業所又は事務所の連絡先
- 七 第四号の申出の方法
- 八 当該払戻しの方法
- 九 その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

3～6（略）

○事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係（金融庁）

5 前払式支払手段発行者関係

I－1－1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号

（1）次に掲げる証票等又は番号、記号その他の符号については、法第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当しない。

- ①「日銀券」、「収入印紙」、「郵便切手」、「証紙」等法律によってそれ自体が価値物としての効力を与えられているもの